

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月22日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第6号

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第11条第1項第2号中「講ずる」を「講じる」に改める。

第13条第7項及び第19条第4項中「生ずる」を「生じる」に改める。

第24条第1項第2号中「講ずる」を「講じる」に改める。

第24条の2中「第57条の3第1項」を「第94条第1項」に改める。

第28条、第31条第1項第2号及び第35条第1項第1号中「講ずる」を「講じる」に改める。

第39条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号ア中「生ずる」を「生じる」に改め、同号イ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第57条の2第1項」を「第93条第1項」に改め、同条第7号イ（イ）中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第18号様式注2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第20号様式中「よって生ずる」を「より生じる」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18号様式注2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（文化市民局文化部文化財保護課）